

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

(1)資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
教育啓発活動基金	5,400,000	0	964,695	4,435,305
ファイザーフェロシップ基金	10,000	0	324	9,676
小 計	5,410,000	0	965,019	4,444,981
合 計	5,410,000	0	965,019	4,444,981

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
小 計	0	(0)	(0)	-
特定資産				
教育啓発活動基金	4,435,305	(4,435,305)	(0)	-
ファイザーフェロシップ基金	9,676	(9,676)	(0)	-
小 計	4,444,981	(4,444,981)	(0)	-
合 計	4,444,981	(4,444,981)	(0)	-

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、以下のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	△ 15,515,076
合 計	△ 15,515,076

7. その他

(1)資産除去債務に関する注記

当法人は事務所に係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しております。

しかし、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、かつ、将来移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。